

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

(人事課) 一

訓 令 甲

○副知事の担当事務に関する規程

(人事課) 一

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(同) 一

ページ

規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則をここに公布する。

令和四年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十二号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十二条第一項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第一順位 副知事 遠藤信哉

第二順位 副知事 池田敬之

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十九号

副知事の担当事務に関する規程を次のように定める。

令和四年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

副知事の担当事務に関する規程

副知事の担当事務は、次のとおりとする。

一 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（令和四年宮城県規則第六十二号）に規定する第一順位の副知事（以下「第一順位の副知事」という。）及び同規則に規定する第二順位の副知事（以下「第二順位の副知事」という。）の共管事務

イ 県政の総合的な企画及び調整に関すること。

ロ 人事及び予算編成に関すること。

ハ その他知事が指定する事項に関すること。

二 第一順位の副知事の担当事務（前号に該当するものを除く。）

イ 県政の総括に関すること。

ロ 環境の保全及び県民生活に関すること。

ハ 商業、工業及び労働に関すること。

ニ 農業に関すること。

ホ 水産林業に関すること。

ヘ 土木及び建築に関すること。

ト 公営企業に関すること。

三 第二順位の副知事の担当事務（第一号に該当するものを除く。）

イ 総務企画一般に関すること。

ロ 復興及び危機管理に関すること。

ハ 保健衛生及び社会福祉に関すること。

ニ 会計及び監査に関すること。

ホ 教育及び警察に関すること。

附 則

この訓令は、令和四年七月一日から施行する。

○宮城県訓令第二十号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和四年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(事務決裁規程の一部改正)

第一条 事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「副知事は」の下に「、副知事の担当事務に関する規程(令和四年宮城県訓令甲第十九号)により担当することとされた事務について」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、同規程に規定する共管事務については、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(令和四年宮城県規則第六十二号)に規定する第一順位の副知事が知事の決裁を要しないと認める事務を専決することができるものとする。

第五条第一項の表知事の項中「副知事」の下に「(副知事の担当事務に関する規程により当該事務を担当することとされた副知事(同規程に規定する共管事務については、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則に規定する第一順位の副知事)、他の副知事の順)」を加える。

(附属機関の役割に充てる職員に関する規程の一部改正)

第二条 附属機関の役割に充てる職員に関する規程(昭和五十九年宮城県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県交通安全対策会議の項中「副知事」を「副知事の担当事務に関する規程(令和四年宮城県訓令甲第十九号)により総務企画一般に関することを担当することとされた副知事」に改める。

(職員分限懲戒審査会規程の一部改正)

第三条 職員分限懲戒審査会規程(昭和四十五年宮城県訓令甲第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 審査会に会長及び副会長を置き、会長は知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(令和四年宮城県規則第六十二号)に規定する第一順位の副知事(以下「第一順位の副知事」という。)の職にある者を、副会長は同規則に規定する第二順位の副知事(以下「第二順位の副知事」という。)の職にある者をもつて充てる。ただし、第一順位の副知事が欠けた場合は、会長は第二順位の副知事の職にある者を、副会長は総務部長の職にある者をもつて充てることとし、第二順位の副知事が欠けた場合は、副会長は総務部長の職にある者をもつて充てることとする。

附 則

この訓令は、令和四年七月一日から施行する。